

言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を必要とする人（聴覚に障がいのある人のうち、日常生活又は社会生活において手話を必要とする人をいう。以下同じ。）を含む全ての人が共生することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話を使用しやすい環境の整備は、手話を必要とする人を含む全ての人が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(県民及び事業者の役割)

第4条 県民及び事業者は、手話についての理解を深めるとともに、県が実施する手話を使用しやすい環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の策定)

第5条 知事は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において必要な施策について定めるものとする。

(県民の理解及び学習の機会の確保)

第6条 県は、県民が手話についての理解を深め、及び手話を学習する機会の確保に努めるものとする。

(手話による情報発信等)

第7条 県は、広報活動を行うに当たっては、情報通信技術の進展等を踏まえつつ、手話による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、災害が発生した場合に手話を必要とする人がその安全を確保するために必要な情報を手話により取得することができるよう、市町村に対する必要な

支援を行うものとする。

(手話通訳を行う者の技能の向上)

第8条 県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者であって手話通訳を行うものの手話に関する技能の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話を必要とする幼児等に対する手話の習得機会の提供等)

第9条 県は、聴覚に障がいのある人のうち手話を必要とする幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）に対する手話の習得の機会の提供、その保護者からの手話による教育に関する相談に応じる体制の整備その他の当該幼児等に対する支援に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、聴覚に障がいのある幼児等に対する教育を主として行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）において、当該幼児等が手話による教育を受けることができるよう、当該学校の教員の手話に関する技能の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。